



令和4年1月20日

習志野市における施設・イベント等の対応について

習志野市が、まん延防止等重点措置を実施すべき地域となったことで、1月20日(木)に本市新型コロナ対策本部会議を開催し、施設、イベント等について1月21日(金)から、以下の通り対応することと決定しましたのでお知らせいたします。

1. 本市が主催(共催)するイベントについて
令和4年3月31日まで、原則中止とする。
2. 本市が開催する会議等について
令和4年3月31日まで、原則中止とする。
3. 市立施設について
一部施設について、利用時間を21時までとし、常時換気が出来ない部屋等について利用を制限する。

【市長コメント】

本年1月に入り、オミクロン株と見られる新規感染者が急増しています。

また、濃厚接触者も同数以上に急増していると考えられ、あらゆる方が出勤できないことにより社会活動全体が停滞する可能性があります。

本市におきましては、感染症発生時においても、住民の生命及び健康を保護するとともに、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む必要があると国から示されており、イベント・会議等について慎重に対応することといたしました。

市民の皆様に対しても、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話 047-453-2963(直通)

